

早版！ 改正法 中編

～平成30年度社労士試験は法改正でこう変わる～

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



社会保険労務士試験は、どの科目についても毎年多くの法改正事項があるのが特徴です。再受験の人は、基本テキストの内容を少なくとも一度はインプットしているのですから、来年度試験で変わる改正点だけをまとめて押さえておくことで学習を効率化できます。今月号では、先月号でお伝えした年金法以外の改正内容につき、7月までに改正が決まっている事項を先取りしてお伝えします。



「特集1」01

I 労働安全衛生法

①産業医の定期巡視の頻度について、今まで「少なくとも毎月1回」とされていたが、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合において事業者の同意を得ているときは、産業医の作業場等の巡視の頻度を、「少なくとも2月に1回」とすることを可能とした。(★★)

やまちゃん先生の **分かりやすい法改正ポイント** ～本試験ではココが狙われる～

♣改正前後を比較すると？（安衛則15条1項）

改正前（平成29年5月31日以前）	改正後（平成29年6月1日以降）
産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。	産業医は、少なくとも毎月1回（ <u>産業医が、事業者から毎月1回以上、一定の情報の提供を受けている場合であって事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回</u> ）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

♣試験対策上、注意したいポイント

○「**一定の情報**」とは、以下の情報のことをいいます。

①**衛生管理者**の定期巡視（少なくとも毎週1回）の結果

②①の他、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、**衛生委員会**又は**安全衛生委員会**における**調査審議**を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

○これらの一定の情報が、産業医に提供されていれば、産業医は作業場等に行かなくても、この情報の結果だけである程度必要な措置を講じることができるというわけです。

○したがって、これらの一定の情報をまったく提供しない場合や、提供しても毎月1回以上でない場合、そもそも衛生管理者が毎週1回以上巡視していない場合等には、産業医の巡視頻度は、あくまでも原則の「少なくとも毎月1回」となりますので、注意が必要です。

ここで、**○×式問題**を解いてみよう！

問題1 産業医が、事業者から2月に1回以上、所定の情報の提供を受けている場合であって事業者の同意を得ているときは、当該産業医の作業場等の巡視頻度は、原則の毎月1回以上から、2月に1回以上に軽減される。

（正答は、この特集の最終ページに記載しています。以下、同じ）

②事業者が健康診断の結果についての**医師等からの意見聴取**を行う場合、医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要となる当該労働者の**業務に関する情報**を求められた場合は、**速やかに**、当該**情報を提供**しなければならないものとされた。（★★）

やまちゃん先生の**分かりやすい法改正ポイント**～本試験ではココが狙われる～

♣改正前後を比較すると？（安衛則51条の2第3項）

改正前（平成29年5月31日以前）	改正後（平成29年6月1日以降）
（新設）	事業者は、 医師又は歯科医師 から、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を行う上で必要となる 労働者の業務に関する情報 を求められたときは、 速やかに 、これを 提供 しなければならない。